

# 水質汚濁防止法特定施設

# 特定施設一覧表

番号	施設名
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘さく用の泥水分離施設</li> </ul>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸りゆう施設</li> </ul>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</li> </ul>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> </ul>

	ろ過施設	ハ 精製施設		
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設			
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設			
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設			
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設                      ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設			
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設                      ロ 洗浄施設			
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設			
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設                              ロ 洗化炭施設			
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設			
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー			
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設			
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー                      ロ 接着機洗浄施設			
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー                      ロ 薬液浸透施設			
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設			
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設			
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設			
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設                      ロ 電解施設			
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設			
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設			



	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設		ホ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設                      ロ 塩析施設	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	49	農薬製造業の用に供する混合施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設                              ロ 脱臭施設	50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設                              ロ 抽出施設	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設                      ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設                              ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設                  ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設                      ロ 脱水施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設                      ロ 廃ガス洗浄施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設                              ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
		57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
		58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設                      ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設                          ニ 脱水施設





# ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

番号	施設名	
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設                      ロ 湿式集じん施設
2	カーバイド法アセチレン製造の用に供するアセチレン洗浄施設	13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設                                      ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設                                      ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設                      ロ 湿式集じん施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	※別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉 5 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設      ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設                      ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設                                      ロ 廃ガス洗浄施設	18 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設                                      ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	19 第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第14号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設                                      ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設および還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設および還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、	